

令和2年度 栃木県立宇都宮女子高等学校 学校評価実施報告書

1 自己評価について

(1) 本年度の重点目標

- ① 教育課程の点検と見直し
- ② 将来を見据えたキャリア教育の充実
- ③ 探究活動の全校化への体系的な取組
- ④ 安心安全な学校づくりへの積極的対応

(2) 評価項目

- ア 校務の効率化、教育課程の検討、授業改善
- イ 大学入試改革への対応、学力向上と進路意識の高揚を目指した組織的な取組の強化、将来の自己実現の基盤となる心豊かな人間性と自己指導能力の育成
- ウ 「総合的な探究の時間」「総合的な学習の時間」における探究活動の充実、課題研究から自由研究へと発展する探究活動の展開
- エ 家庭と連携した生徒指導や教育相談の充実、学校ホームページ等による保護者、地域への積極的な情報発信

(3) 評価の観点、評価基準等

上記4つの評価項目に関して、以下の評価の観点に基づいて、4段階で評価する。

アに関して

- ① 生徒との時間をより多く確保するために、校務を効率化することができたか
- ② 本校の特色を活かした新教育課程を検討することができたか
- ③ 「質」の高い教育を維持するとともに「主体的・対話的で深い学び」、探究的な学びを実践するための指導法の工夫（ICT機器の活用）を図ることができたか

イに関して

- ① 大学入学共通テスト等の情報収集及び対策を検討することができたか。また、UJOKOZAの実施内容を改善することができたか
- ② 県指定事業の活用による三年間を見通した組織的な学習・進路指導体制の推進を図ることができたか
- ③ 将来の自己実現の基盤となる心豊かな人間性と自己指導能力の育成に取り組むことができたか

ウに関して

- ① 「総合的な探究の時間」及び「総合的な学習の時間」における探究活動を充実させ、1年次と2年次の連続性のある計画的な実施をすることができたか
- ② 本校特有の「自由研究」への積極的な取組を推進することができたか

エに関して

- ① 生徒の情報の速やかな把握と共有化及び保護者との連携強化を図ることができたか
- ② 部活動の適正な実施と不断の見直し・点検、ヒヤリハットの共有等が適切に行えたか

(4) 評価実施時期及び実施方法

ア 実施時期

11月16日（月）から11月20日（金）

イ 実施方法

全ての教職員が、評価項目について評価を行った。評価にあたっては「生徒による授業評価（7月上旬実施）」、「令和2年度学校アンケート集計結果（生徒）」、「令和2年度学校アンケート集計結果（保護者）」の結果も活用した。

(5) 評価結果の公表時期及び公表の方法等

- ア 令和2年12月16日に学校評価委員会は評価結果及びその分析・検討を加えたものを職員会議に提出し、審議した。
- イ 評価結果は、ホームページ及びP T A総会(次年度5月)等で公表する。

(6) 評価結果

「令和2年度学校アンケート集計結果」(教職員)参照

(7) 評価結果に基づく今後の改善方策等

- ・大学入学共通テストへの対応に向けて組織的な体制を構築していく。
- ・各教科間の連携を強化しながら、新カリキュラム導入に向けた指導内容の検討を進める。
- ・進路指導と学校行事のバランスを図りながら業務のスリム化を図る。
- ・土曜講座(U J O K O Z A)の内容について生徒の意向も踏まえて再検討する。
- ・探究活動、自由研究の時間確保に努める。

2 学校関係者評価について

(1) 評価組織(評価者)

学校評議員(保護者代表、学校関係者)

(2) 評価実施時期及び実施方法

令和3年1月に自己評価の結果をもとに評価者による審議を行った。今年度は感染症対策のため会議は行わず資料を郵送し意見等を頂いた。

(3) 評価結果の公表時期及び公表の方法等

ホームページ及びP T A総会(次年度5月)等で公表する。

(4) 評価結果

「令和2年度学校アンケート集計結果(教職員・生徒・保護者)」等についての評価者の主な意見等
「令和2年度学校アンケート集計結果(教職員)」参照

(5) 評価結果に基づく今後の改善方策等

- ・長期的で幅広い視野にたつとともに生徒の意向を踏まえた学習指導・進路指導の充実に努める。
- ・様々な学習活動や学校行事に対する生徒の自発的、主体的な取組を支援していく。
- ・組織目標の共有と実際の取組の徹底を図る。
- ・土曜講座は、指導内容をさらに検討をすすめ、学力向上だけではなく将来に向けてのモチベーションを高めさせるような内容も加えていくように努める。

3 学校からの情報提供について(学校評価に関わる取組を除く)

(1) 提供内容

- ア 学校行事等の報告
- イ 災害等の緊急時の対応

(2) 提供方法

- ア 上記(1)アについては、「P T Aだより」等印刷物及びホームページによる。
- イ 上記(1)イについては、携帯電話メールによる。